

前橋市緑の基本計画改定支援業務 委託事業者選定審査要領

1 趣旨・目的

前橋市緑の基本計画改定支援業務を実施するに当たり、公募型プロポーザルにより委託事業者を選定するため、次のとおり、審査に関する諸事項を定める。

2 審査方法

審査は、提出書類、企画提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリング（質疑応答）の内容を総合的に評価して行うものとする。

(1) 審査の実施

① 審査委員は、提出書類及び企画提案書の内容を確認するものとする。

② 応募者による企画提案書に基づくプレゼンテーションを実施するものとする。

③ プレゼンテーション終了後、審査委員によるヒアリング（質疑応答）を行うものとする。

④ ヒアリング終了後、各審査委員は、提出書類、企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を総合的に評価し、別紙採点票により採点を行うものとする。

(2) 契約候補者の選定

① 失格者を除いた応募者のうち、審査委員の評価点を集計した総得点が最も高い者を契約候補者（優先交渉者）として選定する。

② 契約候補者となることができる最低基準は、総配点の60%以上とする。総得点が総配点の60%未満の場合は、契約候補者として選定しない。

③ 最高得点者が複数ある場合は、「⑦c.公園ストック再編を見据えた分析手法」及び「⑦d.公園ストック再編を見据えた課題整理及び方向性検討手法」の合計得点が最も高い者を契約候補者とする。なお、当該得点も同点の場合は、審査委員の合議により契約候補者を選定する。

④ 応募者が1者であっても本プロポーザルは成立するものとする。ただし、総得点が総配点の60%未満の場合は、契約候補者として選定しない。

3 審査項目

(1) 書類審査

(2) プレゼンテーション・ヒアリング 審査

4 審査表について

別紙のとおり